

グローバル・ガバナンス学会
第 18 回研究大会

プログラム・報告要旨集

日程：2025 年 5 月 10 日（土）～ 11 日（日）

会場：白鷗大学 本キャンパス

2025 年 3 月版

グローバル・ガバナンス学会 第 18 回研究大会のご案内

会員の皆さまにおかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

2025 年度の第 18 回研究大会は、佐竹壮一郎理事を実行委員長として白鷗大学本キャンパス（栃木県小山市）にて開催されます。本大会は第 7 期理事会として初めての研究大会となり、「熟議と対話のグローバル・ガバナンス」を共通論題のテーマに掲げております。昨年は日本を含む主要国で選挙が行われ、インフレや難民問題などを背景に、多くの国で与党が敗北する結果となりました。特に、2025 年 1 月に発足した第 2 次トランプ政権による大々的な政策転換は、アメリカ国内にとどまらず国際秩序全体に影響を及ぼしています。また、アメリカに限らず、各国で世論の分極化が進む一方、ソーシャルメディアの影響力がますます高まる中で、生成 AI の普及に伴う誤情報・偽情報の拡散による影響も懸念されております。こうした状況の中、改めて「民主主義」の意義が問われており、今大会では「熟議」と「対話」という民主主義に不可欠な要素に焦点を当て、討議をおこないます。なお、共通論題は例年どおり市民公開セッションとして開催されますが、今回は従来の慣例を踏襲せず、会長ではなく企画委員長を中心に企画を進めました。また、研究大会の開催頻度が年 2 回から年 1 回となって以来、2 日間の研究大会で両日ともに共通論題が設定されてきましたが、今回は 1 つに絞り、2 日目の午前中に開催することといたしました。

一方で、部会では難民保護、政治体制、地経学、規範研究などのテーマに加え、NATO の南方戦略、EU の対外学術協力、インターネット・ガバナンスなど、多岐にわたる自由論題報告も予定されております。今回も会員の皆さまから積極的な応募をいただき、大変うれしく存じます。ご協力に心より感謝申し上げますとともに、多くの皆さまにご参加いただき、活発な議論が交わされますことを期待しております。

今大会の開催にあたり、企画委員長の小松志朗理事を始めとする企画委員の阿部悠貴理事、河越真帆理事、高島亜沙子会員、山崎周会員、吉沢晃会員の皆さまには多大なご尽力を賜りました。また、研究大会の会場確保が大変困難となっている中、前嶋和弘副会長、山本直副会長を中心に、多くの理事・会員の皆さまのご協力により、慣例に沿った形で首都圏での開催を実現することができました。さらに、実行委員長の佐竹理事に加えて、本多倫彬事務局長と中山裕美会計担当理事にも各方面の調整にご尽力いただきました。このような理事会全体でのご支援・ご協力に心より感謝申し上げます。

今回の研究大会は、従来とは異なる形式を取り入れつつも、国際秩序が大きく揺らぐ中で、多様な観点からグローバル・ガバナンスについて討議する貴重な機会となると考えております。会場で多くの会員の皆さまとお会いできますことを楽しみにしております。どうぞお気を付けてお越しください。

グローバル・ガバナンス学会第 7 期会長
小尾 美千代

* 大会参加費と懇親会について

- ・ 大会参加費は会員・非会員ともに無料です。非会員が参加できるのは、ポスター・セッションと共通論題（市民公開セッション）のみです。会員・非会員とも、参加の事前申し込みは必要ありません。
- ・ 懇親会を5月10日（土）18:40～20:10に開催いたします。参加される方は、事前に以下のフォームからお申し込みください。
懇親会費は、一般・シニア会員 5,000 円、学生会員 2,500 円です。当日現金にて徴収いたします。おつりの無いようご協力のほどよろしくお願いいたします。申し込み締め切りは5月3日（土）です。

懇親会申し込みフォーム <https://forms.gle/4zeHvYRFMgfGmUVu7>

* 年会費の納入について

- ・ 年会費の納入は、下記の口座をお願いいたします。金額は一般会員 5,000 円、学生・シニア会員 2,500 円です。

ゆうちょ銀行

記号・番号：00800-1-188924（記号 00800 口座番号 188924）

口座名：グローバル・ガバナンス学会

他の金融機関から振り込む場合

口座番号：0188924

種類：当座

店名：〇八九（ゼロハチキュウ）

※大会期間中の会場での現金納付には対応いたしかねますので、ご理解ください。会場受付に「払込取扱票」を設置しますので、ご入用の際はご自由にお取りください。

会場アクセス

白鷗大学本キャンパス

〒323-8586 栃木県小山市駅東通り 2-2-2 (JR 小山駅東口より徒歩 1 分)

アクセス詳細



⇒ 小山駅東口（セブンイレブン左側）よりご入館ください

教室について

本キャンパス 4 階・7 階

- 406 教室：受付（9 時 30 分開始）／ポスター・セッション会場
- 405 教室：出版社展示・販売・注商会場
- 401 教室：部会 1、部会 2、部会 3、共通論題、総会
- 402 教室：部会 4、部会 5
- 403 教室：休憩室

フロアマップ詳細



- 鷗友会会議室 3：理事会（赤枠エレベーターより 7 階に移動）
- 鷗友会会議室 1：懇親会（同上）

施設利用に関するお願い

- たばこ：本キャンパスでの喫煙はアリーナ館・学内駐車場横の喫煙所でのみ可能です。周辺区域は路上喫煙禁止です。ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- 駐車場：学内駐車場（有料）には限りがございます。主な最寄りの 24 時間営業駐車場として、「F 開発 小山駅 駐車場」、「ヤマダ電機テックランド小山店 駐車場」、「タイムズジョイホン小山駅前店 平面」がございます。
- 学内設置のコピー機はお使いいただけません。キャンパス 1 階コンビニや周辺のココンビニをご利用ください。
- 本学は eduroam 加入機関ではございません。当日はテザリング等でのご対応をよろしくお願いいたします。
- 本学では HDMI のみ接続可能です。USB Type-C 等への変換アダプターの貸し出しは行っておりません。必要に応じてご準備の程よろしくお願いいたします。

昼食場所について

- 近隣の施設をご利用ください。なお、食堂は両日ご利用いただけません。
- 近隣ご利用可能施設
 - セブンイレブン（キャンパス内）
 - ジャパンミート（最寄りスーパー）
 - 小山駅：スターバックス、プロント、日高屋、吉野家、とんかつ新宿さぼてんなど
※駅西口周辺に飲食店が多数ございますのでご利用ください。



大会プログラム

5 月 10 日（土） 受付開始 9:30 受付 406 教室

10:00~12:10

【部会 1】 難民保護をめぐるマルチ外交—「グローバル難民フォーラム」評価を中心に—
会場 401 教室

報告：土田千愛（東京大学）「日本の難民保護の政策的傾向と今後の展望」

報告：岡部みどり（上智大学）「EU の『H-D-P ネクサス』戦略と国連外交—危機の克服に向けた方針転換—」

報告：前嶋和弘（上智大学）「アメリカの国連外交の現状—人間の安全保障関連分野を中心に—」

討論：中村長史（共立女子大学）

討論：中山裕美（東京外国語大学）

司会：中山裕美（東京外国語大学）

12:00~18:00（ポスターの閲覧可能時間）

【ポスター・セッション】（コアタイム 13:10~15:30） 会場 406 教室

※詳細は、4 月下旬に公開予定のプログラム改訂版に掲載します（応募締切 4/10）。

12:10~13:10 お昼休み

13:10~15:20

【部会 2】 自由論題 会場 401 教室

報告：小林周（日本エネルギー経済研究所）「NATO の南方拡大？—NATO 南方戦略の狙いと課題—」

報告：斎藤至（科学技術振興機構）「EU 対外学術協力の再検討—EU-ASEAN 関係の事例から—」

報告：西岡洋子（駒澤大学）「国際電気通信における制度進化とインターネット・ガバナンス」

討論：小林正英（尚美学園大学）

討論：市川颯（東洋大学）

討論：長迫智子（情報セキュリティ大学院大学）

司会：山崎周（東洋大学）

15:35~15:55 理事会 会場 鷗友会会議室 3

16:00~18:10

【部会 3】政治体制とグローバル・ガバナンス 会場 401 教室

報告：大澤傑（愛知学院大学）「利用か対抗か—権威主義国家にとってのグローバル・ガバナンス—」

報告：栗田真広（防衛研究所）「『民主主義対権威主義』の地域における実相—南アジアを事例として—」

報告：杉木明子（慶應義塾大学）「地域レベルにおける民主主義的規範の制度化と『アフリカ・ガバナンス・アーキテクチャー（AGA）』—アフリカにおいて民主主義的規範はいかに履行されてきたのか？—」

討論：杉浦功一（文教大学）

討論：畠山京子（新潟県立大学）

司会：畠山京子（新潟県立大学）

【部会 4】地経学から見たグローバル・ガバナンスの諸相 会場 402 教室

報告：相良祥之（地経学研究所）「西半球の紛争解決—1994年ハイチのカーター合意—」

報告：舒旻（早稲田大学）「Development Finance on the Borderlands of International Financial Order: Reconsidering China's Belt and Road Initiative and Its Implications」

報告：御代田有希（東京大学・日本学術振興会）「持続可能な経済と安全保障—脱炭素経済・サーキュラーエコノミーへの移行を目指して—」

討論：大崎祐馬（同志社大学）

討論：和田洋典（青山学院大学）

司会：河越真帆（神田外語大学）

18:40~20:10 懇親会 会場 鷗友会会議室 1

5月11日(日) 受付開始9:30 受付 406教室

10:00~12:15

【共通論題】 熟議と対話のグローバル・ガバナンス (市民公開セッション) 会場 401教室

報告：小林綾子（上智大学）「熟議民主主義と大学教育」

報告：佐竹壮一郎（白鷗大学）「何のための政治参加か？—EUにおける熟議の実践をめぐって—」

報告：佐藤史郎（広島市立大学）「失われた風景—核兵器国の道義的義務—」

討論：庄司真理子（敬愛大学）

討論：西谷真規子（神戸大学）

司会：山本直（日本大学）

12:15~13:15 お昼休み

13:15~13:45 総会 会場 401教室

14:00~16:10

【部会5】 国際政治と規範研究 会場 402教室

報告：足立研幾（立命館大学）「リベラル規範の限界と非欧米規範起業家の台頭？—規範伝播の二次センター論試論—」

報告：渡邊絢子（秋田大学）「ビジネスと人権規範の伝播と論争」

報告：渡邊智明（福岡工業大学）「環境と貿易をめぐる国際規範の『競合』—国際規範の『厳密さ』と多国間条約—」

討論：赤星聖（神戸大学）

討論：太田宏（早稲田大学）

司会：阿部悠貴（熊本大学）

報告要旨

【部会 1】

難民保護をめぐるマルチ外交 —「グローバル難民フォーラム」評価を中心に—

企画主旨

本パネルでは、難民政策分野における国際協力をテーマとした多国間外交の動態を探究する。2023年12月に開催された国連「グローバル難民フォーラム（GRF）」において、共催国の一つである日本政府は、「人道—平和—開発ネクサス（以下、H-D-P ネクサス）」アプローチを提唱した。本パネルは、2025年に予定される同フォーラムの中間報告を視野に入れ、日本政府が国連内で展開する交渉のプロセスを追いながら、それを国際構造の変化と関連付けて理解することを目的とする。

ここでは、H-D-P ネクサスを「レジーム複合体」と位置づけ、この枠組みにおける各国の選好形成およびその変化を分析する。具体的には、難民保護の手法が受け入れ型から根源的なアプローチ（開発援助や平和構築）へと移行する中で、各国の選好がどのように変化するか、国連内での各国代表の発議等を通じて検証する。また、この選好の変化、もしくは現状維持が、各国が複数のレジーム（あるいはレジーム複合体）に関与する戦略形成にどのように影響するか、といった「フォーラム・ショッピング」の観点からも探究する。

以上を踏まえ、本パネルでは各報告者が日本、EU（およびその主要加盟国）、米国を比較対象とし、それぞれケーススタディを通じた検討を行う。諸々の考察を通じて、主要国および地域の国内政治の変動が国際構造におけるパワー分布にどのような影響を与え、それが多国間外交の動態をどのように説明し得るかを総体的に把握することが本パネルの狙いである。

【部会 1】

日本の難民保護の政策的傾向と今後の展望

土田 千愛（東京大学）

本パネルの共通目的に対し、本研究では、日本を事例に、これまでの日本の難民政策形成の特徴を明らかにし、難民政策分野における日本の役割を検討することを試みる。

難民保護において、日本はしばしば「難民鎖国」と言われる。これまで日本の難民研究は、国際人権法や諸外国の制度と照らし合わせ、日本の難民政策にみられる制度的欠陥を指摘し、難民保護に対する日本の閉鎖性と受動性を強調してきた。しかし、そのような日本にも難民政策を形成し、発展させてきた歴史がある。では、日本にとって、難民保護とは何なのだろうか。難民政策分野において、日本はいかにして他国と協調していくことができるのだろうか。

本研究では、戦後という長期間に分析の時間軸を据え、日本の難民保護に関する主要な政策転換期に主眼を置く。そして、主に国会会議録や出入国管理政策懇談会、難民問題に関する専門部会といった難民政策形成に関する議事録などの資料を用いて言説分析を行い、政策形成過程から難民政策分野において、日本がいかにして国際協調を進めようとしてきたのか、を明らかにすることを試みる。最終的に、難民保護という政策課題に対し、今後、日本が他国と協調していくためにはどのようなことが課題なのか、今後の展望を提示する。

本研究の結論を導き出すうえで手掛かりとなるのが、日本にとって、難民政策をとることは、外交的利益と出入国管理における国家主権を維持するための手段となっているという政策的特徴である。具体的に、これまで日本には、難民問題が外交的利益に関する問題になったときに政策を転換し、国際協調を進めてきたという傾向がある。また、その際には、急激な政策転換を避け、徐々に国際人権規範を国内の「出入国管理及び難民認定法」に反映し、難民政策を進展させてきたという特徴がみられる。

このように、日本の文脈から、難民保護における今後の多国間協調の在り方を展望することが本研究の目的である。

【部会 1】

EU の「H-D-P ネクサス」戦略と国連外交 —危機の克服に向けた方針転換—

岡部 みどり（上智大学）

本パネルの共通目的に沿い、H-D-P ネクサスを「レジーム複合体」として位置づけ、この枠組みにおける EU の選好形成とその変化について分析を行う。EU は 2024 年の「新協定」成立を契機に、難民保護の手法を従来の受け入れ型から、開発援助や平和構築を重視する根本的なアプローチへと顕在的に移行している。このように明確な選好の変化を遂げた EU が、国連内で他国との協力体制を築くために取る戦略的方針について、その動向を明らかにする。

EU が受け入れ型から根本的なアプローチへの移行を進める背景には、加盟国内での移民受け入れに対する反発や、移民問題を欧州議会や閣僚理事会での議決において影響力行使の手段とする政治勢力の存在がある。2024 年 6 月の欧州議会選挙における EPP や新右翼会派の躍進、また、欧州委員会の主導力を安定化させるために不可欠な、加盟国間の協力体制の不備も、この移行を後押しする要因となっている。このような状況のもと、EU は第 2 次フォンデアライエン欧州委員会の主導の下に受け入れ抑制策を導入する一方で、移住の根本的な原因に対処することで国内外の均衡を保とうとしている。

近年、EU は難民危機の影響を最も直接的かつ大きく受けた地域として、この危機を克服する過程で国連機関の方針転換を促す行動を取ってきた。この EU の方針転換が日本や米国、さらに潜在的な避難民の送り出し国に及ぼす影響についても考察し、これらの国々との交渉の実態を分析に加える。本報告では特にグローバル難民フォーラムに注目する。同フォーラムで共催国を務めるフランスは、日本と異なるプレッジを掲げつつ、EU の利益を代表する立場を取っていると見られる。本報告は、フォーラム内での日本や他国との協調や競合の局面を分析し、EU の対国連外交の展望を描くことを目的とする。

【部会 1】

アメリカの国連外交の現状 一人間の安全保障関連分野を中心に

前嶋 和弘（上智大学）

本パネルの共通目的に沿って、難民（及び人の越境移動管理）政策分野における米国の国連外交を省察する。第2回グローバル難民フォーラムにおいて、米国は26の項目にまたがる「宣言（pledge）」を2023年12月に発出した。ここでは、難民の受け入れ国における経済／社会統合、ジェンダーへの配慮、再定住プログラムに向けた国際協力、民間セクターによる支援枠組みの創設、難民の労働市場や教育システムへの参入促進、ロヒンギャをはじめとする無国籍問題の解決などが目指されている。

GRFはそもそもオバマ大統領（当時）のリーダーシップの下に立ち上がった国際レジームであるが、今期（第2回）の開催に至るまで、米国内の政治変化からいかなる影響を受けてきたかを分析することが本報告の目的となる。

上記の通り、今般米国が提出している「宣言」は積極的な難民受け入れ、支援体制の充実、世界規模での避難民問題への関与を明確に示す、極めて包括性の高いものである。これらを米国外交の一つの要とする方針を民主党政権は保持してきた。ところが、2024年11月の大統領選挙において、共和党トランプ前大統領の再任が決まった。これを受け、企画申請時点（2024年11月15日現在）においては、トランプ氏のこの分野における国連外交に対する消極姿勢が実践されるのではないかという懸念がある。

トランプ氏は大統領就任1期目には既に、従前のマルチ外交への方針を米国の国際レジームへの関与そのものを取引とする外交方針へと変化させていた。その手法は国連外交やグローバルガバナンスの領域における米国政策の大幅な変更につながり、国際社会に大きな衝撃を与えた。今期においても同様である場合は大いに想定できる。他方で、国際社会はこの間、コロナ・パンデミック、ウクライナ戦争、イスラエル・ガザ戦争などによる混乱の最中にある。また、EUをはじめとする各国での（総）選挙の際の混乱、とりわけ自国第一主義を掲げる政治勢力の躍進が各国で目立つ中、いわゆる「トランプ効果」は以前とは異なる世界変動の様相として理解できるかもしれない。報告ではこのような、世界構造変動の説明要因、被説明要因のそれぞれの変質に目配りをしながら考察を進める。

【部会2】（自由論題）

NATO の南方拡大？ —NATO 南方戦略の狙いと課題—

小林 周（日本エネルギー経済研究所）

冷戦終結以降、北大西洋条約機構 (NATO) はその任務を加盟国間の集団防衛に留まらず、国際安全保障の維持や地域紛争の防止などに広げてきた。近年はウクライナ支援やインド太平洋地域への関与が注目されるが、地中海沿岸、中東・北アフリカ、サヘル地域などを含む「南方 (southern flank)」への関与強化は注目すべき動きである。2024年5月には NATO の南方戦略に関する報告書が発表され、同年7月の NATO 首脳会議でも議題として取り上げられた。

NATO の南方戦略は、テロリズム、移民・難民問題、脆弱国家、ロシアの地政学的伸長、資源・エネルギー供給、気候変動など、グローバル課題への対応を目的としている。その中核的な目標は、地中海の「向こう側」で生じる潜在的脅威が、加盟国、特に地中海に面する欧州諸国に波及するのを防ぐことである。また、ウクライナ戦争は南方戦略とも深く結びついている。例えば、東地中海や北アフリカ地域は欧州にとって主要な石油・天然ガスの供給源であるが、欧州諸国がロシア産エネルギーからの脱却を進める中で、この地域のエネルギー資源の安定供給および輸送ルート of 安全確保は戦略的な重要性を増している。

一方で、NATO の南方戦略には多くの課題が存在する。まず、対象となる地域が非常に広範かつ多様であり、諸課題が複雑に絡み合っているため、単一のアプローチが困難である。例えば、テロ対策には軍事・治安上の対応が求められる一方で、移民危機の解決には人道支援や経済開発支援が必要となる。また、中東・アフリカ地域における中露のプレゼンス拡大、域内外諸国の地政学的競争なども、NATO の戦略を一層複雑化させている。加盟国間においても、南方地域への望ましい関与のレベルや資源配分については一致しておらず、この傾向は第2次トランプ政権誕生によってさらに強まると見込まれる。

以上を踏まえて本報告では、NATO による南方への問題意識や関与、戦略に関する一次資料や先行研究を整理し、南方戦略の狙いと課題を分析することで、国際政治やグローバル課題との連動について検討したい。

【部会2】（自由論題）

EU 対外学術協力の再検討 —EU-ASEAN 関係の事例から—

齋藤 至（科学技術振興機構）

本報告では、2010年代におけるEU-ASEAN関係の進展を事例として、国際機構による学術協力の特徴を探る。特に、規範パワー論などの示唆するようなEUを起点とする規範の一方的浸透にとどまらず、相手先国・地域からもフィードバックを得る相互学習の側面を指摘する。

欧州連合（EU）は2000年3月のリスボン欧州理事会で欧州研究圏（European Research Area: ERA）構想を打ち出し、枠組みプログラム（FP）を拡充して研究開発の単一市場構築を目指してきた。FP8以降は、応用研究の強化を通じて社会経済の抜本的な変革を志向するホライズン・プログラムを開始し、学術協力の枠組みを欧州域外にも広げた。特に東南アジア諸国連合（ASEAN）との対話推進やその統合の支援・協力は筆頭に挙げられる。2022年の外交関係樹立45周年を経て、その関係は一層緊密化している。

従来の分析は、多くがアクターネス（国際機構の政治的な行動能力・性質）に注目し、EUをASEANの先行事例と見なして比較し、地域制度へのEU規範の波及・移転を見出してきた。本報告ではこの蓄積を十分に踏まえつつ、学術政策に関する内部機関と制度を検討し、EUのERAを通じた理念的な主導とASEANの媒介的調整機能が補完しあう関係性を示す。具体的には、EUのファンディング事業が財政を支えつつ、ASEAN加盟国の研究資源を生かし、その知見から欧州も学ぶ形で共同研究が進んでいる。2011年から開始した地域対話協定（Regional EU-ASEAN Dialogue Instrument [READI]）は開発協力プログラムであると共に、2015年以降は環境・デジタルなど特定学術分野を強化し、ASEAN全体の地域統合と能力開発を支援している。また域内に優れた研究者を誘致すべく、情報ポータルEURAXESSが整備されるとともに、ERASMUS+やSHARE、YSUPなどの交流プログラムを通じ、学術人材の流動性担保が盛んである。

本報告は、世界で唱導されるオープン・サイエンスが本来掲げる自由で開放的な学術交流の好事例を示す。これにより、こんにち摩擦が深まる学術協力のグローバル・ガバナンスに新しい可能性を明らかにすることを目指す。

【部会 2】（自由論題）

国際電気通信における制度進化とインターネット・ガバナンス

西岡 洋子（駒澤大学）

インターネット・ガバナンス（Internet Governance: IG）は、国際電気通信におけるグローバルな秩序形成の歴史の中に位置づけられる。本研究では、新制度経済学の比較制度分析の枠組みに基づき、制度的補完性や経路依存性などの視点を取り入れながら、国際電気通信の全体的制度配置の歴史の変遷を分析することで、インターネット・ガバナンスの特徴を明らかにすることを目的とする。

国際電気通信市場における制度形成のライフサイクルは、個々の制度が組み合わさって構成される全体的制度配置を変化させながら、腕木通信の時代から始まりネットワークの相互接続や IP アドレスなどの資源配分、各国間の格差是正といった問題領域をめぐって展開してきた。

このサイクルは 2003 年および 2005 年の国連主催の世界情報社会サミット（World Summit on the Information Society: WSIS）までを一つの区切りとして捉えることができる。WSIS 以降、マルチステークホルダーを前提とする「IG」という制度的枠組みが共有されるようになり、国際電気通信分野における秩序形成の構造変化が様々に起こっている。

インターネットを介して行われる人間活動の拡大に伴い、議論の対象に従来の技術的・経済的、国家的な課題に加え、人権や文化、セキュリティ、分断といった新たな問題が含まれるようになってきている。議論の場についても、WSIS 以降、マルチステークホルダーの議論の象徴的な場となっている Internet Governance Forum (IGF) が毎年開催される一方で、ブラジルや中国が独自の国際会議を主催するなど、オルタナティブな動きもある。また、データ・ガバナンスや AI のガバナンスについて世界的な議論となっており UNESCO、OECD といった国際機関が積極的に関与するなど、IG を取り巻く構造はさらに複雑化している。

本研究は、このような制度進化の視点から、現代におけるインターネット・ガバナンスの構造を考察する。

【部会3】

政治体制とグローバル・ガバナンス

企画主旨

21世紀の国際政治は政治体制の問題を抜きにしては語れない。米中対立を軸に展開する国際的な対立や分断は、しばしば「民主主義 vs. 権威主義」の観点から語られてきた。近年、専門家やマスコミが「新冷戦」という言葉をよく使うようになったのも、20世紀の米ソ冷戦を彷彿とさせる体制間競争がいま起きているとの現状認識を反映している。

このような時代状況を踏まえて、本部会は政治体制とグローバル・ガバナンスの関係をテーマとする。政治体制の異同をめぐる論争、体制間競争、権威主義国の勢力拡大といった近年のトレンドは、グローバル・ガバナンスをどのように制約／促進するのだろうか。そこに地域差はあるのだろうか。また、そもそも「民主主義 vs. 権威主義」という二項対立の図式がどれほど実態を伴うものなのかという点も考えるべきだろう。こうした論点を念頭に置き、政治体制をめぐる国際政治の現実と言説がグローバル・ガバナンスに与える影響を見極めたい。

【部会 3】

利用か対抗か —権威主義国家にとってのグローバル・ガバナンス—

大澤 傑（愛知学院大学）

近年、権威主義国家の対外政策に注目が集まっている。ロシアによるウクライナ侵攻や、中国による「一帯一路」構想、および南シナ海での行動は、両国が既存のグローバル・ガバナンスに「対抗」しているかのように映る。こうした動きは中ロのような権威主義の大国に限らず、例えば、ラテンアメリカでも、ベネズエラやキューバを中心とした権威主義的な国家が、米国主導の国際秩序に対抗する地域機構を誕生させている。

ただし、ここで留意すべきは、権威主義国家が常に既存のグローバル・ガバナンスに対抗するわけではないことである。むしろ、権威主義国家はときにそれを「利用」するかのような姿勢を見せる。例えば、自国の「民主主義」の正当性を強調するとともに、国連を中心とした国際関係の構築や、グローバル・ガバナンスの民主化を求めるなど、グローバル・ガバナンスの理念を尊重することによって国際社会からの支持を得ようと試みているのである。

では、権威主義国家は、いかなるときに現行のグローバル・ガバナンスを「利用」し、それに「対抗」するのだろうか。この問いを明らかにするために、本報告では、①権威主義国家がグローバル・ガバナンスをどのように捉えているのかを概観し、②その態度に政治体制的な特性が見られるのかを考察する。

そのうえで、各国のグローバル・ガバナンスに対する態度は政治体制に依存せず、それに「対抗」するかのような行動も、必ずしも政治体制の権威主義化と軌を一にはしていないことを説明する。各国はあくまで国益（体制の利益）に基づいてグローバル・ガバナンスへの「利用」と「対抗」を選択しているのである。さらに、昨今では民主主義国家の中でもグローバル・ガバナンスを軽視する事例が見られることから、政治体制に基づいてグローバル・ガバナンスへの態度を捉えることは困難である。

本研究を通じて、政治体制に基づいて国際政治を単純化することに対する危険性を認めつつも、グローバル・ガバナンスを巡る民主主義と権威主義との非対称性について提起したい。

【部会 3】

「民主主義対権威主義」の地域における実相 —南アジアを事例として—

栗田 真広（防衛研究所）

近年、米中がそれぞれの同盟国・パートナー国を巻き込んだ競争を深める中で、この競争を、民主主義と権威主義という政治体制間の勢力争いと捉える向きが広がってきた。ただ、たとえ米中対立がそうした様相を帯びていて、それがグローバルに影響を及ぼすとしても、個々の地域には固有のポリティクスが存在する。ゆえに、果たしてこの二項対立がどの程度、各地域の国際政治に反映されているのかは、地域ごとに慎重な分析が必要と言える。

南アジアでは、域内の主導国を自任するインドが米国と連携して中国に対抗する構図があり、この連携に関して民主主義国間の協力である点が強調されてきたことから、「民主主義対権威主義」の構図が存在するものと見られがちである。しかしインドには、伝統的に米国等の民主主義推進には色よい反応を示してこなかった経緯があるし、昨年崩壊したバングラデシュのハシナ政権との関係に見られるように、域内中小国に対する自身の影響力の確保を図る中で、域内での民主主義の推進・定着の助けになってきたとは言い難い面もある。これらに鑑みれば、南アジアで連携して中国に対抗する米印の姿勢が、どこまで「民主主義対権威主義」の文脈に位置付けられるのかは、一見しただけでは定かでない。

同時に、南アジアでの中国側の行動が、どこまでこの二項対立に合致するのかも、仔細に検討される必要がある。2013年以來、中国が「一帯一路」構想を推し進める中で、パキスタンを筆頭とする南アジア中小国は、この文脈での中国の経済的関与を大規模に受け入れてきた。そして、そうした中国の関与には、しばしば「権威主義輸出」が含意されているとの懸念が指摘されてもきた。ただ、過去10年程度の中国の経済的関与が、実際のところ南アジアにおける非民主的な統治システムの後押しに帰結してきたのかについては、依然実証的な検討が十分に行われているとは言い難い。

以上を踏まえ、本報告は、過去10年程度の南アジアの国際政治と、そこへの米中両国の関わりを考察することで、南アジアにおいて、「民主主義対権威主義」の競合という構図がどの程度実態の伴うものになっているのかを検討する。

【部会3】

地域レベルにおける民主主義的規範の制度化と「アフリカ・ガバナンス・アーキテクチャー (AGA)」

ーアフリカにおいて民主主義的規範はいかに履行されてきたのか？ー

杉木 明子 (慶應義塾大学)

本報告の主な目的は、アフリカにおいて民主主義的規範がどのように受容され、履行されてきたかを検討することである。民主主義は多義的な概念であり、多様な定義が存在するとともに、それを実践する制度も多岐に及んでいる。冷戦終焉後、民主主義が国際的な規範として広く認知されると、国家レベルのみならず、グローバル・レベルでも規範的志向が強くなり、様々な国際機関や地域機構などで民主主義的規範が適用されるようになってきた (杉浦 2016)。

アフリカ地域レベルでは様々な民主主義的概念が法制化され、アフリカ連合 (AU) が主導する「アフリカ・ガバナンス・アーキテクチャー (AGA)」が形成されている。AGA はガバナンス、人権、民主主義、法の支配の促進と向上を目指し、AU の様々な専門機関、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS)、南部アフリカ開発共同体 (SADC) 等を含む地域経済共同体 (RECs) などの間でダイアログを推進するために創設されたメカニズムである (Kariseb and Okoloise 2020)。AGA 事務局が行う主な活動は、ガバナンス・民主主義・人権に関するハイレベル対話、アフリカ憲章メカニズムの監視であり、AGA を通して複数のアクターが人権や民主主義の諸問題に関与する「オーケストレーション型ガバナンス」が模索されている (杉木 2024)。

本報告では、民主主義的価値を実現するための様々な取り組み中で、AU や RECs が積極的にコミットしてきた「憲法に反する政権交代の禁止 (UCG)」に焦点をあてる。アフリカを取り巻く国際関係の変化に留意しながら、地域機構による UCG の推進と軍事クーデタ発生国における民政移管プロセスを分析することで、民主主義的規範の履行における「地域ガバナンス」の実態と課題を考察したい。

【主な参考文献】

- 杉浦功一 (2016) 「グローバル・ガバナンスの『民主化』は可能か？」『グローバル・ガバナンス』(3):18-33.
- 杉木明子 (2024) 「アフリカにおける人権ガバナンスと『遵守ギャップ』」申恵丰編『新国際人権法講座—国際的メカニズム』信山社.
- Kariseb, K. and C. Okoloise (2020) “Reflections on the African Governance Architecture: Trends, Challenges and Opportunities,” in M. Addaney, et.al (eds.) *Governance, Human Rights and Transformation in Africa*, Springer.

【部会 4】

地経学から見たグローバル・ガバナンスの諸相

企画主旨

地政学に加えて、地経学が近年注目されている。それは、政治的目的を達成するために、経済的手段を行使する事例が多く見られるようになったからである。ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルとパレスチナ組織ハマスとの対立など、地政学から生じた問題への対応策として、経済制裁や輸出制限など具体的な経済的措置が取られることは珍しい例ではなくなった。

上記の事例に加えて、対立する国家を念頭にした国家が地経学を活用することに躊躇しない風潮も散見される。代表的な例は、経済的に相互依存関係にあるグローバル社会において、相互依存の武器化（**weaponized interdependence**）を進める中国であろう。この一例を挙げるだけでも、米中の通商関係のみならず、グローバル・ガバナンスにおけるエネルギー政策、技術移転の制限、気候変動対策としての規制政策等、世界に与える影響はきわめて大きい。

本部会では、地経学から見たグローバル・ガバナンスの諸相を捉えることを主眼とする。

【部会 4】

西半球の紛争解決 —1994年ハイチのカーター合意—

相良 祥之（地経学研究所）

地経学とは、地理的条件と歴史、資源のみならず、経済的要因も織り込んで国家の行動を分析するアプローチである。一方で、グローバル・ガバナンスは、地球規模の課題に対して諸国の政府だけではなく、国連や国際機関、NGO も含めた様々なレベルの様々な主体が、それぞれの領域で努力する営みの総体である。その地経学とグローバル・ガバナンスが交錯する課題として、本報告では西半球の最貧国であるハイチにおける 1990 年代のクーデターと内戦、それに対するアメリカの関与による紛争解決を取り上げる。

2022 年のロシアのウクライナ侵略以降、国連安保理の機能不全が盛んに語られるようになった。それでは国連安保理が機能を発揮して紛争解決に貢献するのは、どのような状況なのだろうか。そうした事例の一つが 1990 年代のハイチをめぐる紛争解決である。ハイチでは 1990 年に初の民主的選挙がおおむね平穏に実施されジャン＝ベルトラン・アリスティドが大統領に選出された。しかし 1991 年 9 月、軍のクーデターによりアリスティド大統領は放逐され米国への亡命を余儀なくされる。ハイチで内戦が激化すると大量の難民が米国へ助けを求めた。これは当時のジョージ・H・W・ブッシュ政権にとって重い政治的負担となり、また 1992 年の大統領選挙において争点となった。大統領選挙ではビル・クリントン候補が人権と民主主義の推進、そしてハイチ難民の寛大な受け入れを示唆したが、結局、1993 年にクリントン政権が発足すると、現実的な難民対応に苦慮することになる。当時はルワンダ、ソマリアで米国の紛争解決の努力が大きく挫折した時期であったが、興味深いことにハイチに対しては大規模な軍事的威圧とともにカーター元大統領らによる和平調停の努力により、1994 年にカーター合意という紛争解決に至る。米国がこのような方針をとった理由こそ難民問題であり、またそれが国連安保理や OAS による経済制裁の背景にもあり、地経学的にも興味深い事例であった。本報告ではそうした地経学の視点を踏まえつつ、紛争解決のために最低限、満たされるべき「CNPMI」という条件を提示し、検討する。

【部会 4】

Development Finance on the Borderlands of International Financial Order:
Reconsidering China's Belt and Road Initiative and Its Implications

舒 旻 (早稻田大学)

More than a decade after its initial launch, China's Belt and Road Initiative (BRI) continues to draw enormous attention. For its proponents, the BRI provided the much-needed infrastructure investment in the developing world and demonstrated China's contribution to world economy. For its critics, the BRI challenged the international norms of development finance and exacerbated the debt burdens of several developing economies. What has been overlooked is the BRI's intricate relationship with the existing international financial order.

Locating on the borderlands of the post-war liberal international order (LIO), China's economic rise has relied on a mixed development model that combined market-oriented economic reforms with infrastructure-focused fiscal investment and state-sponsored industrial policies. Based on this successfully model, Chinese economy has generated an enormous amount of trade surplus, which in turn allowed China to accumulate a massive foreign reserve and considerably enhanced its role in global finance.

Against this background, I argue in this paper that the BRI has offered China a cross-regional platform to pursue development finance on the borderlands of the international financial order. In terms of financial flow, the BRI drew its seed funding from China's massive foreign reverse, and diverted them away from the US and other developed economies in favor of the developing economies on the periphery of the international financial order. In terms of development model, the BRI focused on infrastructure investment, development zones, and other investment projects that extend China's development experiences to BRI countries. As it turned out, the most committed BRI countries are not only located on the borderlands of international financial order — most of which found it difficult to obtain support from the IMF, the World Bank or other major Western donors, but also located on the borderlands of the post-Cold War geoeconomic hierarchy as crisis-ridden, under-developed or internationally sanctioned entities.

The borderland perspective casts new light on the BRI's mixed records of success and charts its unintended consequences on the world order. With its massive investment on the international financial borderlands, the BRI should not be expected to be successful in every single project. However, it has clashed with the conventional norms of development finance championed by the OECD-DAC and the Paris Club. China's growing influences on BRI countries have also intensified its geopolitical tensions with the incumbent powers at the regional and global levels. In many ways, the BRI has been much less than a carefully conceived and well implemented grand strategy, but its potential impact on the global borderlands of the LIO will be far-reaching.

【部会 4】

持続可能な経済と安全保障 —脱炭素経済・サーキュラーエコノミーへの移行を目指して—

御代田 有希（東京大学・日本学術振興会）

本報告では、気候変動問題と経済安全保障の交差点を検討する。脱炭素は、不可逆的な「臨界点」を超えない時間軸のなかで進める必要がある一方で、既存の産業構造の転換を伴うという課題がある。このため、各国はこれまでも難しい舵取りを迫られてきた。近年、脱炭素の実現をより困難にしている要因の一つがデリスキングの必要性である。

EUは、これまで脱炭素・サーキュラーエコノミーの推進において主導的な役割を果たしてきた。2019年にEUは「欧州グリーンディール（EGD）」を定め、2050年までに「気候ニュートラル」を実現する目標を掲げた。当初、EGDはグローバルなサプライチェーンを前提としていた。しかし、その後、EUの通商政策は広範な多国間協力を重視するものから、「志を同じくする」西側諸国を中心とする狭義の戦略的パートナーシップへと変化していったとされる（Siddi and Prandin 2023）。

この経済安全保障をより重視したEUの政策転換は、グローバルなエネルギー政策や脱炭素社会への移行にどのような影響をもたらすのだろうか。本報告では、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行、ロシア・ウクライナ戦争を経て、サステナビリティをめぐる議論がどのように変遷したのかを振り返る。特に、ネットゼロ経済に不可欠な重要原材料（Critical Raw Material: CRM）の確保をめぐる国際競争とそのガバナンスの課題について焦点を当てて分析する。

CRMは電気自動車（EV）や再生可能エネルギー技術に欠かせないが、その供給は地政学的リスクを伴う。2023年時点で、EUのCRMの約90%が輸入に依存し、その多くを中国から調達している（European Parliament 2023）。このため、「EU重要原材料法（CRMA）」では、EU域内での採掘・加工の促進や供給国の多様化を掲げ、安全で強靱かつ持続可能なサプライチェーンの確立を目指している。しかし、採掘・加工の拡大は環境・社会的影響を伴うため、新たな課題も生じている。本報告は、EUの脱炭素政策がサステナビリティと経済安全保障のバランスをどのように取るべきかを探る一助となることを目指す。

European Parliament. (2023). EU Dependency on Critical Raw Materials: Supply Risks and Strategic Responses. European Parliamentary Research Service (EPRS). Retrieved from <https://www.europarl.europa.eu>

Siddi, M. & Prandin, R. (2023). Strategic Autonomy and the EU's Energy Transition: Towards a Geopolitical Green Deal? *Journal of European Public Policy*, 30(4), 567-584.

【共通論題】

熟議と対話のグローバル・ガバナンス

企画主旨

米中対立の激化、ロシアのウクライナ侵攻、パレスチナの紛争・人道危機が象徴するように、今日の国際社会には対立と分断、そして暴力が広がっている。いまや第三次世界大戦の可能性すら口にする論者も珍しくない。まるで私たちは弱肉強食の荒々しいジャングルに住んでいるかのようである。言い換えればそれは、話し合うことを諦めた世界である。

だが、このような現状認識は一面的で、過度に悲観的なものかもしれない。世界を見渡せば、非暴力の市民的抵抗を研究してきた人々が大学教育の現場で建設的な議論ができる空間作りに取り組んでおり、ヨーロッパでは EU が市民を交えた熟議民主主義の実践を続けているし、そして暴力の究極形ともいえる核兵器をめぐるのは、その廃絶を目指す動きが国境を越えて広がっている。国際社会のなかで熟議と対話の機運がしぼんだわけではない。

そこで今年の共通論題は、「熟議と対話のグローバル・ガバナンス」をテーマとする。昨今の厳しい国際情勢を意識しながら、そんな時代にあっても、あるいはそんな時代だからこそ地道に話し合うことの意義と可能性を学問的に追求したい。

【共通論題】

熟議民主主義と大学教育

小林 綾子（上智大学）

ポピュリズムの台頭、ソーシャルメディアでの過激な投稿や分断に加え、多様性や包摂性といったグローバル・ガバナンスでの重要概念にも危機が生じている。2025年1月の第二次トランプ政権発足直後、トランプ大統領は政府、企業、金融や医療機関、航空会社や法執行機関に加えて高等教育機関が「多様性、公平性、包摂性（DEI）」といった表現を用いてアメリカの市民権法を侵害しており、国民の統一や伝統的価値を損なっているとし、こうした違法な差別を終了させるとする大統領令を出した。DEIに関連する研究を推進してきた研究者にとっては、研究助成の停止や身分の保証まで懸念が生じている。あるアメリカの大学の調査結果によると、学生も教員も、私的あるいは比較的小さな空間では安心して発言できても、公のイベントやオンライン空間では論争的なテーマについて発言しにくいという回答結果がある。本共通論題同様、他の学会も、こうした危機にあって、過激な言葉や暴力に訴えたり、心理的な壁をつくったりするのではなく、民主的で建設的な批判が可能な話し合いの空間をつくるのが急務であると訴える。

大学は、教育をつうじて熟議と討議の精神を持つ大学生を育成する場でもある。今日、「書く」「話す」よりも「聴く」こと、異なる意見が忌憚なくいえる「心理的安全性」、自他ともに「ケア」といったキーワードが注目を集めている。暴力でなく非暴力による市民的抵抗の有効性を説いた研究者らは、今、大学で、反対意見や立場の違いがあっても話し合いができるような取り組みを推進している。大学の現場で、学生が自由に前向きな議論をするためにどのような取り組みがなされているのか。紛争研究、社会心理学、教育学といった分野横断的な知見にもとづく、報告者および他国の教育実践例などを紹介しながら、熟議民主主義のために研究者・教育者は何ができるのかを考える機会としたい。

【共通論題】

何のための政治参加か？ —EUにおける熟議の実践をめぐって—

佐竹 壮一郎（白鷗大学）

世界各地で権威主義化や「民主主義の後退」が主要な論点となって久しい。2010年代に欧米諸国に衝撃を与えた急進的な勢力は常態化し、分極化はもはや珍しい現象ではなくなった。このような政治的混乱期において、期待と懸念の対象として注目されるのが市民である。そして、市民に対して期待と不安の目を向け続けてきた国際的な政治体制の代表例がEUである。EUは、自らが抱える「民主主義の赤字」や域内で進行する「民主主義の後退」を解消するため、市民の政治参加を促し、熟議の機会を設けてきた。こうした政治参加や熟議は、代議制民主主義を基盤とする国際的な政治体制に何をもたらすのか。

先行研究において、市民はEUが抱える民主主義の課題を解消する主体とはみなされてこなかった。「赤字」論では、欧州議会の位置づけといった構造的課題が解決すべき優先事項とされる。また、欧州統合諸理論においても、政治エリートの行動に比べ、市民に対する関心は低い。市民が着目される場合であっても、EUを「拘束」する存在として描かれる傾向にある。しかし、これらの先行研究の主たる関心は欧州統合の危機にあったことから、EUが政治参加や熟議を進め、民主主義の「赤字」や「後退」に取り組んでいる側面は十分に論じられてこなかった。

以上を踏まえ本報告の目的は、民主主義の「赤字」や「後退」を抱えるEUにおいて、市民の政治参加や熟議がもつ意義と課題を、熟議民主主義論を中心とする政治理論の観点から明らかにすることである。本報告では、まずEUにおける民主主義の諸問題に関する先行研究を整理する。次に、熟議民主主義論について近年の「後退」への対応も踏まえ検討する。最後に、熟議民主主義論と欧州統合理論を架橋する形で、EUにおける市民の位置づけを事例とともに分析する。分析を通じて本報告では、EUの取り組みは「赤字」と「後退」の解消には直結しないものの、政治エリートが市民との交流を通じて、自らを緩やかな「拘束」に置いていると論じる。

【共通論題】

失われた風景 —核兵器国の道義的義務—

佐藤 史郎（広島市立大学）

2021年1月、核兵器の開発、実験、製造、使用などを禁止する核兵器禁止条約が発効した。2025年2月現在、94カ国・地域が署名し、73カ国・地域が批准している。しかし、唯一の戦争被爆国である日本は同条約に署名していない。その理由の1つが、核兵器禁止条約をめぐる政治的分断が国際社会で生じており、日本政府はそれを懸念しているからである。政治的分断は主に二層から成る。1つは同条約を推進する非核兵器国と同条約に反対する核兵器国との間で、いま1つは同条約を推進する非核兵器国と核兵器国の同盟国である非核兵器国との間で、それぞれ政治的分断が生じている。

これらの政治的分断をもたらした原因の1つとして、核兵器禁止条約と核兵器不拡散条約の関係性をめぐる認識の相違があげられる。核兵器禁止条約を支持する非核兵器国は、同条約が核兵器不拡散条約を補完するとの認識をもつ。これに対して、核兵器禁止条約に反対する核兵器国および非核兵器国は、同条約が核兵器不拡散条約を軸とする核のガバナンス体制を弱体化させると認識している。

本報告では、核兵器禁止条約と核兵器不拡散条約の関係性を再考する1つの試みとして、核兵器不拡散条約の歴史を振り返る。とりわけ第6条の形成過程に焦点を当てる。この形成過程の風景に身を沈めることで、核兵器国は核軍縮の交渉を誠実に行わなければならないという法的義務とともに、核軍縮の交渉を完遂しなければならないという道義的義務も負っていることを再確認する。そのうえで、この核兵器国の道義的義務が生まれた風景を取り戻さなければ、核のガバナンスに関する熟議と対話の実施は困難であると指摘する。

【部会 5】

国際政治と規範研究

企画主旨

国際関係論において分析概念としての「規範」が用いられるようになって 30 年以上が経過した。この間、規範に関する理解は多様化し、アクターの行動を社会的な「ふさわしさ」に導く概念から、アクター間の対立を誘発する概念まで広がりを見せている。同じ言葉でありながら、これほど多様化、複雑化した概念は国際関係論の中でも極めて稀なものである。

社会には多くの規範が存在しており、アクターが異なる規範を根拠に自らの正しさを主張する現象が見られる。その結果、規範をめぐる「論争」が起きている。こうした論争を通じて規範は消滅に向かっていくのだろうか、または議論が活性化することで定着に向かうのだろうか。それともこれまでには見られなかった新たな展望が開けていくのだろうか。本部会では過去の研究を振り返りつつ、国際関係論における規範研究の新たな可能性を探っていく。

【部会 5】

リベラル規範の限界と非欧米規範起業家の台頭？ —規範伝播の二次センター論試論—

足立 研幾（立命館大学）

本報告は、国際的に広まった規範が、ある地域でローカル化した後の現象に焦点を当てるものである。国際的に広く受容された規範が、各地域の実情に合わせてローカル化される現象については一定の研究蓄積がある。しかし、ある地域においてローカル化した規範が、さらに他地域に伝播し、オリジナルの規範以上に広く受け入れられる（可能性がある）現象については、これまで全くと言ってよいほど注目されてこなかった。

しかし、欧米出自のリベラル規範の限界が明確になる中で、欧米出自のリベラル規範が、非欧米地域の現状に合うようローカル化されると、そのローカル化された規範の方がむしろ、オリジナルの規範よりも非欧米地域には受け入れられやすいものになることがしばしばある。本報告では、植物の伝播に際してしばしばみられる、二次センター論を、規範伝播の議論に援用し、規範伝播の二次センター論を打ち出そうとするものである。

報告においては、人間の安全保障規範が、東南アジアにおいていかにローカル化され、そのローカル化された規範がいかに他地域へと伝播するのかという過程を考察する。こうした考察を通して、規範伝播の二次センター論の可能性について論じる。

【部会 5】

ビジネスと人権規範の伝播と論争

渡邊 絢子（秋田大学）

本報告では、「ビジネスと人権」をめぐる規範の国際的な伝播の背景と今後の展開について、論争や妥協可能性、曖昧さといった既存の規範研究の議論を用いつつ、検討する。

2011年、「ビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGP）」が人権理事会で承認された。UNGPは事業活動がもたらす負の影響を社会が統制できない状態、つまりガバナンス・ギャップの是正を目的として、国家と企業それぞれに対して行動基準を示した。その後、各国・各企業による実践が始まった。欧州の政府を中心に、UNGPに即した国別行動計画（NAP）や、UNGPの要素の一部のハードロー化が進む中で、非欧州地域の政府の動きは当初鈍かった。しかし昨今、例えば東南アジアではタイ、ベトナム、インドネシアとNAPの発表が続くなど、非欧州地域の政府でUNGPを受容する動きが続いている。

A. Wienerの議論を借りれば、UNGPは基本的人権の保障という根本規範と、国家管轄権や会社法といった標準化された手続きとの間の論争を仲裁する規範として見ることができる。または、開発と人権という規範同士の競合が行きついた妥協点とも分析できる。また、UNGPはその起草の段階から、「経済的利益と人権の保障はトレードオフの関係ではなく両立する」という規範起業家の言説とともにあった。アジア各国でNAP策定を支援するUNDPや、各国のUNGP支持者らはこの言説を各国政府の説得に用いてきた。

一方、その両立の在り方については現在も論争が続いている。本報告はビジネスと人権に関する最新の論争の状況を整理しつつ、論争がどのように規範の形を変化させつつあるか論じ、既存の規範研究の議論を補う論を提示したい。

【部会 5】

環境と貿易をめぐる国際規範の「競合」 —国際規範の「厳密さ」と多国間条約—

渡邊 智明（福岡工業大学）

本報告では、いわゆる環境と貿易をめぐる国際規範の競合について、多国間条約を手掛かりに、法的な規範や制度化にみられる厳密さ（あるいは曖昧さ）やフレーミング、例外措置が与える影響について検討する。

国際規範は、「アクター間で共有される適切な行動基準」と定義されるが、異なる領域で異なる国際規範が競合する場面が多くみられる。人権と主権、開発と環境、環境と貿易などがその例である。このような国際規範の競合について、1つの規範の「受容」をめぐる論争として考察が中心であり、国際規範同士の競合については、近年の議論では十分に掘り下げた検討がなされてきたとは言い難い。

国際規範の競合については、国際機関の「教育」のほか、現地のアクターが自国の状況に合わせて「現地化」されることで受容が進む可能性が指摘されている。また、規範の厳密さやあいまいさが与える影響も指摘されている。この点でいえば、国際規範が、多国間条約に規定されれば（法規範化）法的な明確性を有し、一貫性がある。一方で、多国間条約も様々な形で例外や解釈の余地などあり、また、他の形でフレーミング（枠づけ）することで、受容が進展することもありうると考えられる。

本報告は、このような視点から、多国間条約に見られる環境と貿易をめぐる国際規範の競合を考察する。本報告では、有害廃棄物の越境移動に関するバーゼル条約、遺伝子組み換え作物に関する生物多様性条約カルタヘナ議定書をはじめとする貿易制限を含む多国間環境条約と環境保護条項を含む多国間貿易協定について、まず、それぞれの批准の進展を定量的に比較して、フレーミングによる差異を検討する。次に、多国間環境条約について、義務や明確性、途上国の配慮などの観点に着目した上で、受容の程度について検討する。